

令和6年7月25日の大雨により被災された皆様へ

## 鶴岡市大雨浸水家屋修繕等支援事業補助金のご案内

8月9日  
から  
受付開始

### 補助金の額

浸水被害による修繕工事に要する費用（上限45万円）

#### 【申請受付期間】

令和6年8月9日～令和7年1月31日

#### 【実績報告書提出期限】

令和7年2月28日

着工後の申請もOK

店舗、事務所、貸家、空き家、  
車庫や物置等は対象になり  
ません

#### 【補助対象工事】

次の①～③のすべてに該当するもの

- ① 自己または二親等以内の親族が所有し、かつ居住している住宅の浸水被害による修繕工事（床修理等、ボイラー、エアコン室外機の修理交換、泥の掻き出し・床下の消毒）
- ② 罹災証明書で床下浸水以上が認められた住宅
- ③ 山形県内の施工業者が施工する修繕工事

#### 申請に必要な書類

- (1) 鶴岡市指定の様式（2種類）
- (2) 工事の見積書写し
- (3) 改修工事の内容が分かる工事計画概要書
- (4) 工事前カラー写真またはこれに代わるもの
- (5) 所有者が確認できるもの（固定資産税・都市計画税納税通知書の写し）
- (6) 罹災証明書の写し

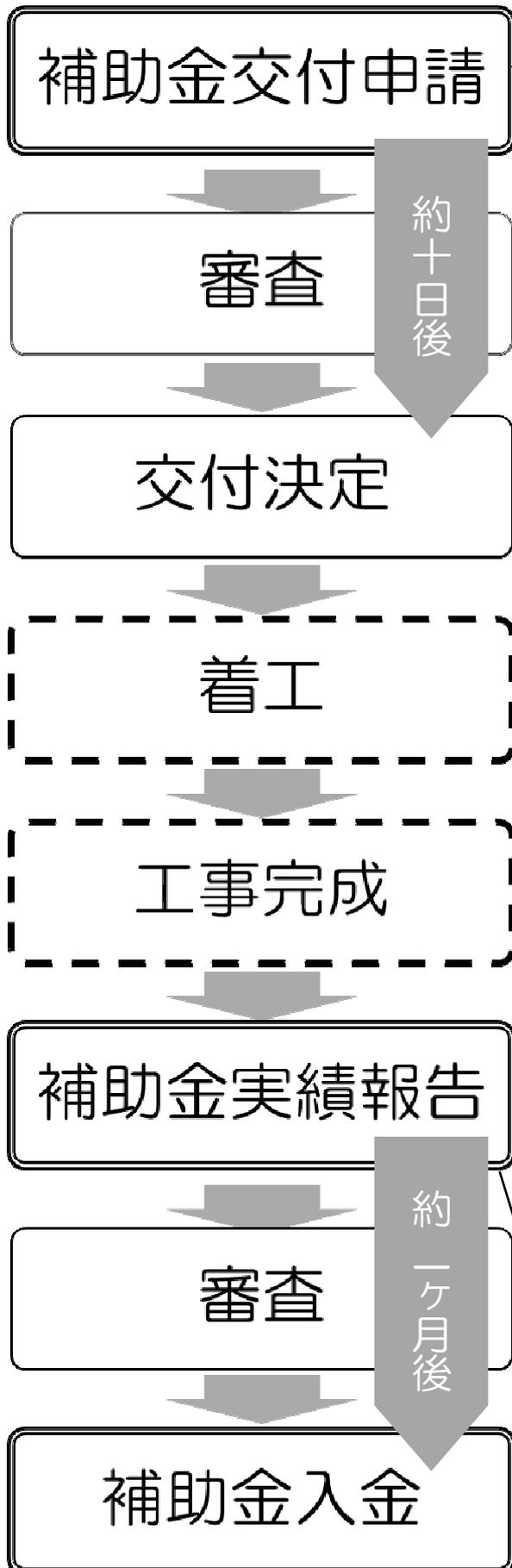
※ 様式は、鶴岡市建設部建築課窓口、または市ホームページで配付

様式や詳しい内容は、  
市のホームページで ⇒



問合せ先：鶴岡市 建築課 建築指導係  
TEL：0235-35-1432

# 手続きの流れ



## ■受付窓口■

鶴岡市 建設部 建築課  
TEL：0235-35-1432

## ■受付時間■

(平日)午前8時30分～午後5時15分

## ○ 補助金額について

審査により、交付申請額が100%交付されないことがありますので、ご注意ください(交付決定時にお知らせします)。

## ○ すでに着工済みの場合

工事着工済み、修繕済みの方も、補助金交付申請の手続きをすることで、補助金を受けることができます。  
※ 着工前、工事中の写真が必要

## ○ 交付決定後に変更がある場合

補助金額を変更する場合や、補助対象工事費が2割以上増減する場合は、変更交付申請が必要になります。詳しくは窓口にお問合せください。

実績報告時には…

申請書、契約書、領収書、請求書  
工事完成写真等が必要です。